## 災害救援住宅ローン

## 取扱期間:2026年3月31日まで

概  要			
商品名	災害救援住宅ローン(有担保)		
対象となる災害	裏面に記載		
ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たしている方  ○ 当金庫の会員組合員の方、生協組合員の方、または近畿2府4県にお住まいかお勤めの方で、ご本人・ご家族(3親等以内)が <u>裏面に記載の対象となる災害</u> により罹災(被災)され、災害救助法が適用された地域に居住し、自治体などが発行する「罹災(被災)証明書」などのご提出が可能な方  ○ 満18歳以上かつ融資実行時年齢が満66歳未満で、最終ご返済時の年齢が満81歳未満の方※なお、選択いただいた団体信用生命保険によっては、年齢の上限によりご利用いただけない場合があります。  ○ 当金庫指定の保証機関の保証を受けられる方		
お使いみち	以下の資金としてお使いいただけます。 〇 ご本人・ご家族(3親等以内)が居住するための住宅の復旧や建替えなどの資金 〇 復旧や建替えなどを伴う既往の当金庫・他金融機関などの住宅ローンの借換え資金		
ご融資限度額	1億円以内(所属組合により異なる場合があります)		
ご融資金利	「住宅ローン」の以下の金利タイプについて、ご融資実行日時点の店頭表示金利から金利を引下げます。 (店頭表示金利は毎月見直します)		
	金利タイプ	引下げ幅	特約終了時の引下げ幅等
	固定金利特約型 10年	年2. 150%	変動金利型、固定金利特約型を選択時 年1.000%
	変動金利型	年1. 990%	固定金利特約型となるとき 年1.000%
	全期間固定金利型	年1. 950%	_
	※約定に基づくご返済をいただけない場合は、金利引下げの適用を中止させていただきます。		
保証料	当金庫所定の保証料が必要です。(会員組合員の方は保証料無料)		
ご返済期間	50年以内 ※元金据置を可とし、最長1年以内とします。		
ご返済方法	元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済		
担保	保証機関を抵当権者として、ご融資の対象となる土地・建物などに対して、原則として第1順位の抵当権を設定します。 (登記費用が必要です)		
生命保険	以下のいずれかの団体信用生命保険を選択していただきます。 〇ろうきん団体信用生命保険 〇夫婦連生団体信用生命保険 〇引受緩和団体信用生命保険 〇がん団体信用生命保険 〇夫婦連生がん団体信用生命保険 〇就業不能保障団体信用生命保険 〇夫婦連生就業不能保障団体信用生命保険 〇3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険 ※保険料のお客さま負担はありません。選択いただく生命保険により、ご融資金利・お申込み条件などが異なります。		
確認資料	住宅ローンに関する申込書類に加えて、公的機関で発行する罹災証明書が必要となります。 (罹災証明書に準ずる書類(被災証明書など)も可)		
取扱手数料	無料		
その他	2026年3月31日までにお申込みを受付け、2026年9月30日までのご融資実行分が対象となります。 ただし、住宅の新築・購入(中古住宅を除く)の場合は、2026年10月1日以降のご融資分についてもご利用いただけます。		

## 対象となる災害一覧

- 令和6年能登半島地震にかかる災害
- 令和6年7月9日からの大雨による災害
- 〇 令和6年7月25日からの大雨による災害
- 〇 令和6年台風第10号に伴う災害
- 〇 低気圧と前線による大雨に伴う災害
- 〇 令和6年11月8日からの大雨に伴う災害
- 令和 6 年 12 月 28 日からの大雪に伴う災害
- 令和7年2月4日からの大雪にかかる災害
- 流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害
- 令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪
- 令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害
- 令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害
- トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害
- 〇 令和7年台風第8号に伴う災害
- 令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害
- 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害
- 令和7年8月20日からの大雨にかかる災害
- 〇 令和7年台風第12号に伴う災害
- 令和7年9月2日からの大雨に係る災害
- 〇 令和7年台風第15号等に伴う災害
- 〇 令和7年9月12日からの大雨に伴う災害
- 〇 令和7年台風第22号に伴う災害

●金融情勢の変化などにより、金利引下げ幅を見直す場合や、取扱いを中止することがあります。●審査の結果、ご希望にそえない場合があります。また、審査結果の内容についてはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。●営業店の窓口にて返済額の試算などを行いますので、お気軽にご相談ください。●他金融機関などからの借換えの場合は、金融情勢などによりお得にならない場合があります。●返済条件の変更や、一部繰上返済・全額返済をされる場合など、手数料が必要な場合があります。●会員組合員とは、当金庫に出資加入していただいている労働組合などに所属されている組合員の方です。●生協組合員とは、当金庫に出資加入いただき、相互の協同・連携を確認させていただいている生協の組合員の方、および同一生計のご家族の方です。●一般勤労者とは、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県にお住まいかお勤めの方です。●お申込みに必要な書類・説明書などは、営業店の窓口にご用意しております。くわしくは営業店の窓口にお問合せください。●記載内容は、2025年10月15日現在です。